

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 くらしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号					
不利益処分の種類	計量証明事業者への事業規程変更命令	根拠条項	第110条				
処分基準	○計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、届け出された事業規程を変更すべきことを命ずることができる。						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	くらしの安全安心課	交付機関	くらしの安全安心課	目次NO	8